

平成25年10月4日

[橋本 和昌 議員](#)



## 1 阪神都市圏の高速道路料金の一元化・淀川左岸線延伸部について

〈橋本議員〉

阪神都市圏の高速道路は、これまで複数の運営主体により整備が進められてきたため、様々な料金体系が混在し、利用者にとって分かりにくいだけでなく、異なる運営主体間の路線を連続利用する場合に大変な割高感があります。

我々大阪維新の会においても、阪神高速道路の対距離料金制への移行にあたり、プロジェクトチームを設置し、私もその一員として集中的に調査、検討を行い、知事に対して提言を行ってきました。

平成23年9月議会における議案審議において、我が会派の代表質問、私も一般質問において、阪神高速道路株式会社自体の問題点、阪神高速の圏域料金は撤廃されるものの、依然として会社間で異なる料金体系が残るなどの課題に対し、「H24年1月からの対距離料金への移行は、料金体系一元化に向けたファーストステップであり、阪神都市圏の高速道路料金体系一元化については、平成25年度までに一定の方向性を示す」旨の答弁を受け、わが会派は、次のステップへの前進を条件に議案に同意したという経過があります。

阪神都市圏の高速料金については、大阪府が中心となり、国や関係自治体、高速道路会社で構成する「国と地方の検討会」を設置し、目指すべき阪神都市圏の高速料金のあり方などの検討を進めると共に、国に対しても必要な制度改正等をはたらきかけてきたことは承知しています。

そこで阪神都市圏の料金体系一元化の実現に向けた「国と地方の検討会」での検討状況など、現在の取組状況について、お伺いいたします。

〈都市整備部長〉

阪神都市圏高速道路におきましては、利用者の視点に立ち高速道路会社間を超えた、料金体系一元化を行い、関西経済を支える高速道路ネットワークを最大限活用していくことが必要であり、その実現に向け、お示しの「国と地方の検討会」において、検討を進めるとともに、国や有識者等にその実現を働きかけてきた結果、国土交通大臣の諮問機関である国土道路幹線部会において、本年6月末にとりまとめられた中間答申に、大都市圏の料金体系のあり方として、管理主体を超えたシームレスな料金体系等、地方が主張してきた料金体系一元化の方向性が示されました。

この答申を受け、国と地方の検討会において、「阪神圏の料金体系一元化の目標時期を平成29年度当初とすること」「具体的な料金案の検討と併せて、出入口ETCの整備や料金徴収システムの改良など、料金体系一元化に必要な環境整備を進めること」「料金体系一元化までの間は、阪神高速道路の料金については現行料金を後退させずに継続すること」などを確認しました。引き続き、平成29年度当初の阪神都市圏の高速道路の料金体系一元化に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〈橋本議員〉

阪神都市圏の高速道路料金一元化の中で当然ながら、現在の路線の連続利用による割高感を解消することは最優先項目の1つだという認識をいただいているとは思いますが、ご所見をお伺いいたします。

〈都市整備部長〉

料金体系一元化は高速道路会社間を超えたシームレスな料金体系を目指すものです。ご指摘の会社間乗継の割高感はこちらが実現すれば解消されます。

引き続き、利用者の視点に立った料金体系一元化の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〈橋本議員〉

阪神都市圏の高速道路の利便性向上やネットワーク強化のため、現在、大和川線や守口JCTなどの整備が進められているところです。

しかしながら、例えば、京都、滋賀方面から大阪臨海部へ向かう自動車が、第二京阪道路を利用する場合、現状では阪神高速東大阪線を利用することになります。また、現在事業中の守口JCTが完成しても、守口線を利用し環状線に入ることになるため、依然、都心部へ流入が集中するという課題は残されたままとなります。

淀川左岸延伸部は、「大阪都市再生環状道路」として、政府の「都市再生プロジェクト」や「ランドデザイン大阪」に位置付けられた重要な道路の一部を構成してお

り、大阪都心部の慢性的な渋滞の緩和や沿道環境の改善などの効果が期待されています。

1兆550億円の巨費を投じて建設された第二京阪道路の整備効果を最大限に発揮させるためには、抜本的な対策として、第二京阪道路とベイエリアを直接結ぶ、淀川左岸線延伸部の早期整備が不可欠です。

先ほど、阪神都市圏の高速道路料金については、一元化の目標時期を平成29年度当初として取り組む旨の答弁がありました。大阪・関西の国際競争力を高めていくためにも、ミッシングリンク整備にもしっかりと取り組んで頂きたいと考えています。

淀川左岸線延伸部の実現に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

#### 〈都市整備部長〉

淀川左岸線延伸部は、臨海部と国土軸を直接結び、物流効率化による経済の活性化など、大阪・関西の国際競争力の強化に大きく貢献する路線であり、早期整備が必要と認識しています。

本路線の都市計画手続きには、今後2年から3年程度要する見込みですが、本年1月より、大阪市と連携し、環境影響評価方法書の縦覧・地元説明会を開催するなど、環境影響の予測・評価を行っています。引き続き、大阪市等と連携し、早期の都市計画決定に向け取り組んでまいります。また、ミッシングリンクの整備につきましても、受益者負担の原則のもと、償還期間の延長等、償還スキームの見直しを、大阪市等の関係団体とともに国に提案しており、引き続き、関係団体と連携し、淀川左岸線延伸部の整備実現に向け、取り組んでまいります。

#### 〈橋本議員〉

知事として、より一層のリーダーシップを発揮して頂き、引き続き料金体系の一元化、淀川左岸線延伸部の整備をはじめとする高速道路の充実強化にむけて推進して頂きたいと思いますが、ご所見を伺います。

#### 〈知事〉

大阪・関西が、日本の成長を牽引する東西二極の一極を担い、国際競争力を高めていくという観点から、ミッシングリンク解消をはじめ、高速道路ネットワークの有効活用や充実強化は大変重要です。

利用しやすい高速道路ネットワークの構築に向け、これまで関係自治体ともに国等に働きかけた結果、阪神圏の料金体系について、平成29年度当初から一元化することを国を含め関係者間で合意できたことは、一歩前進であります。

引き続き、関西の経済活性化につながる、利用しやすい高速道路ネットワークの実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。



## 2 なわて水みらいセンターのについて

〈橋本議員〉

平成22年9月に「なわて水みらいセンター」が供用開始し、その良好な水質の処理水が周辺河川や、上流の四條畷市内の用水路に放流されるようになりました。

最近、周辺河川の流れは、見た目にもきれいで潤いのある水辺空間に改善されてきた、という声を聴くようになり、市内の水路においても流量が回復し、地域の水環境が大きく改善されたと実感しています。

そこで、まず、なわて水みらいセンターが整備されたことによる水質改善など、なわて水みらいセンターの現状について都市整備部長に伺います。

〈都市整備部長〉

寝屋川流域下水道「なわて水みらいセンター」は、その高度処理水を一級河川岡部川や四條畷市内の水路に放流しており、その処理能力は一日あたり38,000m<sup>3</sup>となっております。

「なわて水みらいセンター」の整備による水質改善効果について、岡部川では、処理水放流箇所の上流と下流の水質を比較し確認したところ、平成24年度のデータで、上流地点の水質は、BOD1.9mg/Lに対し、下流地点はBOD1mg/L以下となっており、約2倍程度の良好な水質に改善していることを確認しています。

〈橋本議員〉

寝屋川流域のさらなる水質改善と良好な水循環の形成をめざして、なわて水みらいセンターが、今後、さらに水環境の改善に大きく寄与することを期待しています。そこで、なわて水みらいセンターの今後の整備の進め方について伺います。

〈都市整備部長〉

なわて水みらいセンターがさらなる水環境の改善に寄与するためには、処理能力を増強し、高度処理水の放流量を増やすことが重要と認識しております。

今後、平成29年度には、同センターの処理能力を現在の2倍となる76,000㎡に増強する予定です。引き続き、高度処理水の活用により、寝屋川流域全体の水環境のさらなる改善に取り組んでまいります。

〈橋本議員〉

「なわて水みらいセンター」の上部空間についてですが、上部空間の活用は、住民参加の「なわて水みらいセンター上部利用空間づくりについてのワークショップ」で作成した修景整備計画に基づき、芝生ひろばや、処理水を活用したみどりとせせらぎゾーン、テニスコート等が整備されており、一部未整備の区域があるものの、都市部の貴重なオープンスペースとして、多数の地域住民に、親しまれる地域の憩いの場となっています。

なわて水みらいセンターの周辺地域では、平成22年3月に第二京阪道路が開通し、人の流れが大きく変わりましたが、平成27年には「なわて水みらいセンター」に隣接して、大規模商業施設の開業が計画されており、さらに賑わいが増すものと考えています。

このように上部空間の利用者の増加が見込まれることから、水処理施設上部に残る未整備区域については、少なくとも、平成27年の商業施設の開業に間に合うよう整備を進めて頂きたいと考えていますが、今後の、上部空間の整備見通しについて、お伺いします。

〈都市整備部長〉

「なわて水みらいセンター」の上部空間については、修景整備計画に基づき整備を進め、計画対象約3.1haのうち、約2.5haを平成23年7月に「芝生ひろば」等として供用し、地域の皆様の潤いの空間として幅広くご利用いただいております。

未整備区域、約0.6haについては、平成27年度の供用開始を目標に整備を進めてまいります。

### 3. 府立高校入試に用いる調査書の絶対評価について

〈橋本議員〉

大阪の内申の成績は全国で唯一、中学校毎の相対評価が採用されてきましたが、今後、府立高校の入試に用いる調査書について、絶対評価を導入する予定となりました。

これまでの相対評価では、同じ学校の同級生の学力が高ければ高い内申点を取りづらい仕組みとなっていました。また、他の生徒との比較や教師の主観が入りやすいとも言われています。さらに中学校毎に基準が異なっている評価が、入学試験の判定材料とされていることに公平ではないとの声もあります。

調査書が相対評価から絶対評価になることで、府内全生徒を同一基準で評価できることになり、より公平性が担保されることになると考えています。

評価方法が変わることによって、評価基準や様式の変更、それを実際に判断される教職員に対しての新たに評価研修などを行うことも必要になるでしょう。

評価は、生徒一人ひとりの将来を左右しかねない大事なものであり、万全を期して取り組んでいただかなくてはならないとは認識しています。

しかしながら、今、見聞している実施スケジュールでは余りにも時間がかかりすぎです。

議論は大切ですが、決めることのできない議論程不毛なものはありません。スピードも大切です。

そこでまず初めに、絶対評価導入に向けたスケジュールについて、また、その導入にあたって、現在どのような検討を進めているのか検討状況について、併せてお伺いします。

#### 〈教育長〉

評価方法の変更にあたっては、生徒・保護者に対する十分な周知期間を確保することが必要です。早くても平成 27 年度の評価を用いて実施する平成 28 年度選抜からの導入になるものと考えています。

そのため、府教育委員会では、各中学校における学習評価の充実をめざし、今年の 7 月に「中学校における学習評価に関する参考資料」を作成・配付し、校長や各教科代表を対象に研修会を実施したところです。

また、調査書の改善については、その様式も含め、現在、教育委員会内に府立高等学校長、市町村教育委員会、公立中学校長からなる検討会議を設置し、学識経験者や塾関係者、PTA 代表など外部からの意見も聴きながら検討を進めているところであり、年内には方向性を出していきたいと考えています。



#### 4. 府内中学校の統一テストについて

〈橋本議員〉

今の子供たちが、進路を選択する場合に、塾の先生の助言や塾の模擬テストから自分を位置付け受験校を決定していることが多いと私は考えております。

なぜなら、現在の中学校においては、判断材料が不足しているからです。

その結果、学校の評価と塾での進路指導にかい離が生じています。このかい離により、生徒や保護者は、混乱し志望校を決定しにくい状況にあります。そして最終的には、より実力的に評価されて合格が可能と考えられる高校を受験しているのが現状です。

このようなかい離をなくすためにも、府内の生徒が自己の学力的な位置づけを把握し、志望校を判断できる統一的な物差しが必要になると考えております。

先ほど、調査書の評価方法が相対評価から絶対評価に変わるとの答弁をいただきましたが、絶対評価は、生徒一人ひとりの努力を評価に反映することができるというメリットがある一方で、高い評価に偏りがちで、差がつきにくいのではないかと懸念もされています。

そのために、絶対評価の導入に向けては、客観性をどのように保つかが課題となります。

そこで、学校や地域で差異の出ない評価をするための方策の一つとして、府独自の統一テストを実施するべきであると考えています。

統一テストは、府内すべての生徒が同じ条件でテストを受けるため、学力を公平な尺度で測ることになり、絶対評価の課題となる客観性を担保することにもつながると思っています。また、子供が主体的に志望校の判断ができる材料にもなり、進路指導上の混乱の解消にもつながると思っています。

また、統一テストを実施し、その結果を評価に反映させるのならば、1回のテストでは、私は不十分だと考えています。

評価へ正確に反映させるためには、より公平性を期するために、複数回のテスト実施が必要と考えています。そこで、統一テストの実施と複数回実施について、教育長のご所見を伺います。

〈教育長〉

統一テストについては、現在、市町村教育委員会から色々な意見をいただいております。統一テストは、そもそも必要、不必要、また実施する場合の実施回数や内容など、その方法について、さまざまな意見をいただいているところです。

二つの相反する要請がありまして、ご指摘のように学校の方で、評価が高くなっていわゆる絶対評価のインフレーションを起こしてしまうのではないかと、公平性を欠くことになるのではないかと不安と、テスト、テストの状況になり、入試の前倒しのような状況が生じてしまうのではないかと、いずれも一長一短がある議論であり、そこをどう調整していくかが大きな課題になると考えています。今後も市町村教育委員

会、現場、中学校の声も聴き、あるいは高校その他関係者、皆様の意見を伺いながら進めてまいりたい。

〈橋本議員〉

統一テストを実施するのか、しないのか、実施とするならいつから導入するのか方向性や、スケジュールを示さないと、いつまでも宙ぶらりんのままだと、生徒・保護者・教員が混乱することになる。混乱して一番の被害者となるのはテストを受ける生徒達である。中学生というのは多感で、特に受験に関しては過敏になっています。生徒達は、自分の将来を見据えて一生懸命勉強に取り組んでいるのですから、統一テストの方向性をできるだけ早く決定することが大事だと考えています。

現在、府教委では、市町村からも意見を聞き検討していると聞いていますが、統一テストについての方向性をいつまでにお示しいただけるのか、お伺いします。

〈教育長〉

今年の年度当初には、夏ぐらいには終えよう予定していたが、二つの相反する要請、現場の声を聞いたところ、非常に大きな問題で、胃炎が割れるところでもありました。慎重に慎重を重ねて、議論を重ねなければならないということで年内ということで目標設定しております。年内には一体の方向性を出したいと考えております。

## 5. 教科書採択について

〈橋本議員〉

教科書採択につきましては、わが会派の代表質問においても取り上げたところですが、私には明確なお答えをいただけていないよう感じられたので、質問させていただきます、

中西前教育長は、国旗掲揚・国歌斉唱に関し全府立学校職員を対象とした職務命令を行っており、また、府立学校に対する指示事項では「教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること」と書かれております

教育委員会として出された指示、教育長が行った職務命令について「国旗掲揚、国歌斉唱を公務員に『強制』している」と書かれている教科書の記述について、府教育委員会として、どうお考えなのでしょうか。教育委員長に伺います。

〈教育委員長〉

お示しの記述につきましては、府教委が行っております国旗国歌に対する指導について、誤解を生みやすい記述になっていると考えております。